

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成24年度において、免職処分及び降任処分された職員はいませんでした。

また、平成24年度に休職処分された職員は1人となっています。

(2) 懲戒処分の状況

平成24年度において、懲戒処分を受けた職員は2人（減給1人、戒告1人）でした。

処分事由は、職務上の義務違反関係となっています。

5. 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。ただし、「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や職務上必要な教養を目的とする講習会、講演会等に参加する場合などに、職務専念義務が免除されることがあります。

(2) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねる、報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事等してはならないとされています（地方公務員法第38条）。

平成24年度における許可件数は2件となっております。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成24年度に実施した研修は、以下のとおりです。

研修区分	コース数	延べ人数
町独自研修	15 コース	155 人
派遣研修	33 コース	66 人

(2) 職員の勤務成績の評定

役職職員については、指導・統率、責任感、仕事の速度・確実性、企画・判断を、また、一般職員については、勤勉、責任感、仕事の速度・確実性、注意力、職務知識を評定し、昇任、昇格及び人事配置の参考としています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第35条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は山形県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。また、事業等を補完するため、一般社団法人山形県市町村職員互助会が設けられており、祝金、弔慰金等の支給等の事業を行っています。

他の福利厚生事業として、本町において福祉増進等を図る目的で、職員厚生会に補助金95千円を交付しました。事業内容は、サークル活動助成、鑑賞助成となっています。

(2) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成24年度に公務災害と認定された件数は2件となっております。

II 公平委員会の業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成24年度で、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

2. 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成24年度は、該当ありませんでした。